

会社法

# 決算公告の おすすめ

その他の法定公・広告の掲載例も充実

## 法令遵守 (コンプライアンス)

- 1 経営の透明性
- 2 企業評価の向上
- 3 利害関係者への説明責任

官報



国立印刷局  
National Printing Bureau

# 官報

官報は、法令の公布紙・国の広報紙・国民の公告紙として、明治16年7月2日に創刊され、行政機関の休日を除き、毎日発行され全国で購読されています。



## ■掲載内容

法律・政令・条約	「法令のあらまし欄」を設けてわかりやすく解説
府令・省令	内閣府令・各省の省令、各省の共同省令等
規則	会計検査院・人事院及び各委員会等の規則
告示	厚生労働省告示「葉価基準の改正」等
国会事項	議事日程及び議案関係事項等
人事異動	各省庁の人事異動等
叙位・叙勲・褒章	叙位、叙勲及び褒章等
官庁報告	国家試験の合格者発表及び公聴会等
資料	閣議決定、各省庁の各種報告及び資料等
公告	各省庁(入札・落札等)、裁判所(公示催告・除権判決・破産・免責・会社更生・再生等)、特殊法人等(入札・ディスクロージャー等)、地方公共団体(地方債償還・行旅死亡人等)及び会社の行う法定公告等



# 会社の行う法定公告

会社の行う法定公告は、合併公告・資本金の額の減少公告・準備金の額の減少公告・解散公告などのように、法令で**官報**掲載と定められているものと、決算公告・株券提出公告・基準日設定公告などのように、**官報**、**日刊新聞紙**（時事に関する事項を掲載するもの）又は**電子公告**のいずれかに掲載するものがあります。そのいずれに掲載するかは、会社の定款によって定めることになっています。

## 定 款

### 第1章 総 則

（商 号）

第 1 条 当社は、〇〇株式会社と称し、英文では〇〇〇〇〇〇、〇〇〇と表示する。

（目 的）

第 2 条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 各種繊維工業品の製造及び加工
2. 各種化学工業品の製造及び加工
3. 各種工業製品、医薬品、医薬部外品、農薬品、洗剤、化粧品、化粧品用具及び医療用具の製造及び加工
4. 各種食品の製造及び包装、成型加工
5. 前記各号に関連する事業及びその輸出入

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都〇〇区に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告の方法）

第 5 条 当社の公告方法は、官報により行う。

### 第2章 株 式

法定公告は、法令によって掲載することが義務付けられているものですから、その内容は真実を正確に表現したものでなければならないことはいうまでもありません。万一、虚偽又は不正な公告をした場合には、公告としての効力が失われる場合があるばかりでなく、民事上、刑事上の責任を問われることもありますから、公告原稿を作成される際には、留意してください。

官報は、国が発行する唯一の機関紙として、民法や会社法等に基づく法定公告に広くご利用いただけるよう常時受け付けし、直ちに掲載できるよう弾力的な紙面づくりを行っています。

会社の法定公告については、信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している官報をぜひご利用ください。

国立印刷局ホームページ（<http://www.npb.go.jp/>）のインターネット版『官報』で、会社法定公告等の記事を閲覧することができます。

※掲載料金は、平成18年4月1日現在のものです。





# 大会社以外の会社で公開会社

## ●貸借対照表の公告を要します。損益計算書の公告は要しません。

貸借対照表の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

資産の部 ……	流動資産
	固定資産
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	繰延資産
負債の部 ……	流動負債
	引当金（設けたとき）
	固定負債
	引当金（設けたとき）
純資産の部 ……	株主資本 * 1
	評価・換算差額等 * 2
	新株予約権

\* 1 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

- 資本金
- 新株式申込証拠金
- 資本剰余金
  - 資本準備金
  - その他資本剰余金
- 利益剰余金
  - 利益準備金
  - その他利益剰余金
- 自己株式申込証拠金
- 自己株式

\* 2 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

- その他有価証券評価差額金
- 繰延ヘッジ損益
- 土地再評価差額金

※ 上記以外にも、資産の部及び負債の部について、公開会社の財産の状態を明らかにするため重要な適宜の科目に細分しなければなりません。

(注) 当期純損益金額を付記しなければなりません。

# 大会社で非公開会社

## ●貸借対照表及び損益計算書の公告を要します。

貸借対照表及び損益計算書（大会社のみ）の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

貸借対照表	損益計算書
資産の部 ……	売上高
流動資産	売上原価
固定資産	売上総利益又は売上総損失
繰延資産	販売費及び一般管理費
負債の部 ……	営業利益又は営業損失
流動負債	営業外収益
引当金（設けたとき）	営業外費用
固定負債	経常利益又は経常損失
引当金（設けたとき）	特別利益又は特別損失
純資産の部 ……	税引前当期純利益又は税引前当期純損失
株主資本* 1	法人税、住民税及び事業税
評価・換算差額等* 2	法人税等調整額
新株予約権	当期純利益又は当期純損失

\* 1 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

資本金  
新株式申込証拠金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
利益剰余金  
利益準備金  
その他利益剰余金  
自己株式申込証拠金  
自己株式

\* 2 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

その他有価証券評価差額金  
繰延ヘッジ損益  
土地再評価差額金

※ その他、各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにする必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければなりません。また、当該項目にかかわる利益又は損失を示す適当な名称を付さなければなりません。

# 大会社で公開会社

## ●貸借対照表及び損益計算書の公告を要します。

貸借対照表及び損益計算書の要旨は、おおむね次のように区分して記載します。

### 貸借対照表

資産の部 ……	流動資産
	固定資産
	有形固定資産
	無形固定資産
	投資その他の資産
	繰延資産
負債の部 ……	流動負債
	引当金（設けたとき）
	固定負債
	引当金（設けたとき）
純資産の部 …	株主資本* 1
	評価・換算差額等* 2
	新株予約権

### 損益計算書

売上高
売上原価
売上総利益又は売上総損失
販売費及び一般管理費
営業利益又は営業損失
営業外収益
営業外費用
経常利益又は経常損失
特別利益又は特別損失
税引前当期純利益又は税引前当期純損失
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
当期純利益又は当期純損失

\* 1 株主資本にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

- 資本金
- 新株式申込証拠金
- 資本剰余金
  - 資本準備金
  - その他資本剰余金
- 利益剰余金
  - 利益準備金
  - その他利益剰余金
- 自己株式申込証拠金
- 自己株式

\* 2 評価・換算差額等にかかわる項目は次に掲げる項目に分類しなければなりません。

- その他有価証券評価差額金
- 繰延ヘッジ損益
- 土地再評価差額金

※ その他、各項目は、株式会社の損益の状態を明らかにする必要があるときは、重要な適宜の科目に細分しなければなりません。また、当該項目にかかわる利益又は損失を示す適当な名称を付さなければなりません。

第○期決算公告			
平成○年○月○日		東京都○○区○○○丁目○番○号	
株式会社○○○○○			
代表取締役 ○○○○			
<b>貸借対照表の要旨</b>			
平成○年○月○日現在 単位：百万円			
科目	金額	科目	金額
現金	100,000	資本金	100,000
受取手形	200,000	資本剰余金	100,000
売掛金	300,000	利益剰余金	100,000
買掛金	100,000	繰延ヘッジ損益	10,000
固定資産	200,000	土地再評価差額金	10,000
負債合計	1,000,362	負債・純資産合計	1,000,362
<b>損益計算書の要旨</b>			
平成○年○月○日現在 単位：百万円			
科目	金額	科目	金額
売上高	1,000,000	売上高	1,000,000
売上原価	500,000	売上原価	500,000
売上総利益	500,000	売上総利益	500,000
販売費及び一般管理費	100,000	販売費及び一般管理費	100,000
営業利益	400,000	営業利益	400,000
営業外収益	100,000	営業外収益	100,000
営業外費用	100,000	営業外費用	100,000
経常利益	400,000	経常利益	400,000
特別利益	100,000	特別利益	100,000
特別損失	100,000	特別損失	100,000
税引前当期純利益	400,000	税引前当期純利益	400,000
法人税等調整額	100,000	法人税等調整額	100,000
当期純利益	300,000	当期純利益	300,000





## ■ 枠組公告

枠組公告は、1 ページ (A 4 判) を24枠 (4 段×6 枠) としております。

1 枠の大きさは、横2.9cm×縦6.1cmです。

料金は1 枠につき29,563円 (税込)

最終ページの指定もできます。1 枠につき39,757円 (税込)。

## 大会社 (公開会社)

④ この公告は、8 枠で236,504円です。

第〇期決算公告			
平成〇〇年〇月〇日		株式会社〇〇〇〇〇	
貸借対照表の要旨		損益計算書の要旨	
平成〇〇年〇月〇日現在		平成〇〇年〇月〇日 平成〇〇年〇月〇日	
単位：百万円		単位：百万円	
資産の部		負債の部	
流動資産	1,234	流動負債	1,234
固定資産	8,765	固定負債	8,765
繰上固定資産	123	繰上引当金	123
繰下固定資産	456	繰下引当金	456
固定資産の増減	100	繰上引当金の他	100
		繰下引当金の他	100
		負債合計	2,749
		純資産の部	
		株上資本	1,234
		資本剰余金	1,234
		利益剰余金	1,234
		繰上利益剰余金	1,234
		繰下利益剰余金	1,234
		繰上利益剰余金の他	1,234
		繰下利益剰余金の他	1,234
		純資産合計	2,121
資産合計	9,970	負債・純資産合計	9,970

⑤この公告は、4枠で118,252円です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 東京都○区○丁目○番○号				平成○年○月○日	
株式会社○○○○○				代表取締役 ○○○○	
貸借対照表の要旨：平成○年○月○日現在(単位：百円)				損益計算書の要旨	
資産の部		負債の部		科	金額
流動資産	○○○	流動負債	○○○	売上高	○○○
固定資産	○○○	固定負債	○○○	売上総利益	○○○
有形固定資産	○○○	負債合計	○○○	営業外収益	○○○
無形固定資産	○○○	純資産の部		営業外費用	○○○
		株主資本	○○○	経常利益	○○○
		資本剰余金	○○○	特別損失	○○○
		資本剰余金	○○○	特別利益	○○○
		利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
		利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
		利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
		利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
資産合計	2,031	負債・純資産合計	2,031	当期純利益	○○○

⑥この公告は、4枠で118,252円です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 東京都○区○丁目○番○号				平成○年○月○日	
株式会社○○○○○				代表取締役 ○○○○	
貸借対照表の要旨：平成○年○月○日現在(単位：百円)				損益計算書の要旨	
資産の部		負債の部		科	金額
流動資産	○○○	流動負債	○○○	売上高	○○○
固定資産	○○○	固定負債	○○○	売上総利益	○○○
有形固定資産	○○○	負債合計	○○○	営業外収益	○○○
無形固定資産	○○○	純資産の部		営業外費用	○○○
		株主資本	○○○	経常利益	○○○
		資本剰余金	○○○	特別損失	○○○
		資本剰余金	○○○	特別利益	○○○
		利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
		利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
		利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
		利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
資産合計	1,984	負債・純資産合計	1,984	当期純利益	○○○

⑦この公告は、4枠で118,252円です。

第○期決算公告				損益計算書の要旨	
平成○年○月○日 東京都○区○丁目○番○号				平成○年○月○日	
株式会社○○○○○				代表取締役 ○○○○	
貸借対照表の要旨：平成○年○月○日現在(単位：百円)				損益計算書の要旨	
資産の部		負債・純資産の部		科	金額
流動資産	○○○	流動負債	○○○	売上高	○○○
固定資産	○○○	固定負債	○○○	売上総利益	○○○
有形固定資産	○○○	負債合計	○○○	営業外収益	○○○
無形固定資産	○○○	純資産の部		営業外費用	○○○
株主資本	○○○	株主資本	○○○	経常利益	○○○
資本剰余金	○○○	資本剰余金	○○○	特別損失	○○○
資本剰余金	○○○	資本剰余金	○○○	特別利益	○○○
利益剰余金	○○○	利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
利益剰余金	○○○	利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
利益剰余金	○○○	利益剰余金	○○○	特別損失	○○○
利益剰余金	○○○	利益剰余金	○○○	特別利益	○○○
資産合計	10,379	負債・純資産合計	10,379	当期純利益	○○○

⑧この公告は、6 枠で177,378円です。

第○期決算公告	
平成○年○月○日 東京証券取引所 第○部 第○号	
○○○○○株式会社	
代表取締役	
貸借対照表の要旨	
平成○年○月○日現在（単位：千円）	
資産の部	負債及び純資産の部
流動資産 7,543	流動負債 2,318
固定資産 24,749	固定負債 20,719
有形固定資産	総務部担当金
無形固定資産	倉庫担当金
繰上資産	その他
	負債合計 23,037
	株主資本 9,243
	資本剰余金 980
	資本剰余金 14
	利益剰余金 110
	利益剰余金 9,249
	利益剰余金 150
	利益剰余金 19,150
	役員報酬等 12
	役員報酬等 12
	純資産合計 9,256
資産合計 32,293	負債・純資産合計 32,293
損益計算書の要旨	
平成○年○月○日現在（単位：千円）	
科目	金額
売上高 3,565	特別利益 496
売上原価 1,450	特別損失 589
売上総利益 2,115	営業外利益 2,159
営業利益 1,563	営業外損失 10
営業外利益 692	法人税等調整額 0
経常利益 2,253	当期純利益 1,205



# 法定公告のご説明と記載例

## 1 法定公告には、次の2種類があります。

- (1) 必ず「官報」によらなければならない債権者に向けた異議申述等公告
- (2) 定款上の公告方法によらなければならない株主等に向けた通知公告及び決算公告

(注) 定款で定めていない場合の公告方法は「官報」とされます（会社法第939条第4項）。

## 2 債権者異議申述公告には、最終貸借対照表の開示状況を記載する必要があります。

### 【最終貸借対照表の開示状況の記載】

- (※1) 官報で公告しているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁
- (※2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告しているときは、当該新聞の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- (※3) 電子公告により公告しているときは、公告が掲載されているホームページ等のアドレス
- (※4) 会社法の規定に基づきホームページ等による開示をしているときは、当該ホームページ等のアドレス
- (※5) 金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しているときは、その旨
- (※6) 特例有限会社の場合は、決算公告が不要である旨
- (※7) 最終事業年度がない（未到来又は決算が確定していない）ときは、その旨
- (※8) 清算株式会社である場合は、その旨
- (※9) 上記以外の場合は最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

【注】 持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）では最終貸借対照表の開示状況の記載は不要です。  
上記（※1）から（※9）の実際の公告例は、13頁以下の公告記載例①から⑦までをご参照ください。

料金は1行につき2,854円（税込）です。掲載方法等について不明な点がございましたら、最寄りの公・広告取次店にご相談ください。（裏表紙参照）

会社の実情によりこれらの掲載例が必ずしも適当でない場合がありますので、お客様ご自身で法律の専門家にご確認のうえ原稿作成をしていただきますようお願いいたします。

### 3 公告は、ますます重要な情報開示手段となりました。

下記の情報開示事項部分は会社が任意に記載する部分です。

当事者事項	法定必須 記載事項 貸借対照表事項	情報開示 事項の例	法定必須 記載事項
<p>平成○○年○○月○○日 東京都○○区○○町○○番地 代表取締役 ○○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地 代表取締役 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○株式会社</p>	<p>（甲）掲載紙 官報 掲載の日付 平成○○年○○月○○日 掲載頁 ○○○頁（号外第○○○号） 掲載紙 官報 掲載の日付 平成○○年○○月○○日 掲載頁 ○○○頁（号外第○○○号）</p>	<p>この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 （甲）掲載紙 官報 掲載の日付 平成○○年○○月○○日 掲載頁 ○○○頁（号外第○○○号） （乙）掲載紙 官報 掲載の日付 平成○○年○○月○○日 掲載頁 ○○○頁（号外第○○○号）</p>	<p>合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。 この合併の概要は次のとおりです。 一、合併効力発生日 平成○○年○○月○○日 二、合併承認決議 平成○○年○○月○○日開催 予定の株主総会決議による。 三、合併比率 共通の完全親会社を有する完全子会社同士の合併につき定めておりません。 四、増加資本金の額 増加しません。 五、その他 効力発生日をもって商号を○○○株式会社と変更し、甲の本店を乙の本店所在場所に移転いたします。</p>

### 4 記載例の見方

- (1) 上記3のとおり、情報開示事項を自由に記載できる形式に作成してあります（記載例①から③までの緑色部分がその例です）。
- (2) 株主総会等の決議機関や決議時期、総会決議不要の簡易組織再編や略式組織再編であることなども、情報開示事項の1つになります。
- (3) 公告文例のうち「…公告します」とある場合には、債権者以外の株主や新株予約権者、登録株式質権者等に向けた通知の代用としての公告（本書では「株主等通知公告」）を兼ねていることを明確にする趣旨です。
- (4) 株主等通知公告は、官報が定款に定める公告方法でない場合には官報で公告をしても有効な公告となりません。また、株主総会決議が不要となる簡易組織再編や略式組織再編では、公告をもって通知に代用できない場合もありますが（会社法第797条第4項第2号、第806条第4項ほか）、それに限定した表現ではありませんので、そのままご利用できます。
- (5) 株券等提出公告は、合併の場合にも必須の公告となりました（株券等を発行していない場合を除く）。合併登記申請にも必要な添付書類とされましたので、ご注意ください。
- (6) 各公告文例には会社法の関連条文を記載しておりますので、ご参照ください。
- (7) 上記3で示した表で色分けされている事項と、それに該当する「公告例」の文言部分を同色で示してあります。
- (8) 公告例の中で「貸借対照表事項」と「当事者事項」を省略した例文の当該部には、※貸借対照表事項、※当事者事項、と表示しました。

なお、掲載の公告例は色分けされていますが、実際の官報に掲載される公告はモノクロになります。





7 「吸収合併・同時公告・持分会社・連名標準型」

官

合併公告

当社は、〇〇〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇〇〇株式会社の全部株式を〇〇〇〇〇〇株式会社に譲渡することにより、〇〇〇〇〇〇株式会社が〇〇〇〇〇〇株式会社の唯一の持分会社となることになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

第〇期決算公告

〇〇〇〇〇〇株式会社

資本金	795,415	負債・純資産合計	795,415
現金	100,000	借入金	100,000
受取手形	200,000	買掛金	200,000
売掛金	300,000	固定資産	300,000
固定資産	300,000	純資産	300,000
純資産	300,000	負債・純資産合計	795,415

【関連条文】七八九条二項・七九九条二項

6 「吸収合併・有限会社・清算会社・連名標準型」

官

合併公告  
〇〇〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇〇〇株式会社の全部株式を〇〇〇〇〇〇株式会社に譲渡することにより、〇〇〇〇〇〇株式会社が〇〇〇〇〇〇株式会社の唯一の持分会社となることになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

【注】特例有限会社・清算株式会社は、合併存続会社にはなれない。  
【関連条文】七八九条二項・七九九条二項

官

9 「簡易吸収合併・存続会社単独標準型」

合併公告

当社は、〇〇〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇〇〇株式会社の全部株式を〇〇〇〇〇〇株式会社に譲渡することにより、〇〇〇〇〇〇株式会社が〇〇〇〇〇〇株式会社の唯一の持分会社となることになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役は、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として引き続き職務を執行し、〇〇〇〇〇〇株式会社の取締役として〇〇〇〇〇〇株式会社の業務を執行することになりました。

【注】相手方の貸借対照表の開示も必要。  
【関連条文】七九九条二項

官

8 「吸収合併・連名簡略型」

合併公告

〇〇〇〇〇〇株式会社が、〇〇〇〇〇〇株式会社の全部株式を〇〇〇〇〇〇株式会社に譲渡することにより、〇〇〇〇〇〇株式会社が〇〇〇〇〇〇株式会社の唯一の持分会社となることになりました。

※貸借対照表事項  
※当事者事項  
【関連条文】七八九条二項・七九九条二項



### ⑩【吸収合併・消滅会社単独簡略型】

#### 合併公告

当社は、(株) 〇〇 (以下「合併相手」といいます)と、(株) 〇〇 (以下「合併会社」といいます)と、平成 〇〇年 〇月 〇日、合併契約を締結いたしました。この合併により、置換のある債権者は、本合併公告の発布日から、(株) 〇〇内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項



### ⑪【吸収合併・存続会社単独簡略型】

#### 合併公告

当社は、(株) 〇〇 (以下「合併相手」といいます)と、(株) 〇〇 (以下「合併会社」といいます)と、平成 〇〇年 〇月 〇日、合併契約を締結いたしました。この合併により、置換のある債権者は、本合併公告の発布日から、(株) 〇〇内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【注】相手方の貸借対照表の開示も必要。  
【関連条文】七八九条二項



### ⑬【吸収分割・承継会社単独標準型】

#### 吸収分割公告

当社は、(株) 〇〇 (以下「吸収分割相手」といいます)と、(株) 〇〇 (以下「承継会社」といいます)と、平成 〇〇年 〇月 〇日、吸収分割契約を締結いたしました。この吸収分割により、置換のある債権者は、本吸収分割公告の発布日から、(株) 〇〇内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【注】相手方の貸借対照表の開示も必要。その他については、⑫参照。  
【関連条文】七九七条四項・七九九条二項



### ⑫【吸収分割・連名標準型】

#### 吸収分割公告

当社は、(株) 〇〇 (以下「吸収分割相手」といいます)と、(株) 〇〇 (以下「承継会社」といいます)と、平成 〇〇年 〇月 〇日、吸収分割契約を締結いたしました。この吸収分割により、置換のある債権者は、本吸収分割公告の発布日から、(株) 〇〇内にお申し出下さい。

※貸借対照表事項

※当事者事項

【注】乙が甲株式を所有している場合は、②参照。  
【関連条文】七八三条六項・七八五条四項・七八七条四項・七八九条二項・七九七条四項・七九九条二項

## 会社分割異議申述及び通知公告







20 【共同新設分割・連名標準型】

共同新設分割公告

本組合は、共同新設分割の決議に基づき、本組合の業務を、**株式会社**に承継移譲し、同日をもって解散する。この旨は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の代表者である**代表取締役**は、同日をもって退任し、本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任を負わない。また、本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

【関連条文】八〇四条五項・八〇六条四項・八〇八条四項・八一〇条二項



22 【組織変更・株式会社標準型】

組織変更公告

本組合は、合同会社から株式会社へ組織変更することを決議し、同日をもって解散する。この旨は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

【関連条文】七七六条三項・七七七条四項・七七九条二項



21 【組織変更・持分会社簡略型】

組織変更公告

本組合は、株式会社から持分会社へ組織変更することを決議し、同日をもって解散する。この旨は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

本組合の業務の承継移譲に関する一切の責任は、本組合の定款及び規約に定められている通りである。なお、本組合の業務の承継移譲に関する詳細については、本組合の定款及び規約を参照されたい。

【関連条文】七八一条二項

組織変更公告



28 【準備金額減少・標準型】

官

準備金の額の減少公告  
当社は、★★準備金の額を、△△円減少するこ  
とを決定いたしました。  
以上総会の決議し、平成△△年△月△日  
に終了し、△△円決定いたしました。  
この決定は、△△総議のある取締役者、本会出  
資の△△円を、△△円以内にお申し下さ  
す。  
※貸借対照表事項  
※当事者事項

【注】★には、「資本」又は「利益」が入る。た  
だし、資本準備金と利益準備金とともに減少する場  
合には、「資本準備金の額を〇〇円、利益準備金  
の額を△△円減少」とする。  
【注】一部を資本金とするときは、その旨及びその  
額を記載する必要がある。

【関連条文】四四九条二項

27 【資本金額減少・同時増資標準型】

官

資本金の額の減少公告  
当社は、資本準備金を、△△円減少するこ  
とを決定いたしました。  
ただし、同時に株式の発行により増資したし  
たこと、効力を発生日後の資本金額増加は同日並  
に同等とすることにより、  
このため、株主総会の決議を執行に決定し、お  
知らせ。  
この決定は、△△総議のある取締役者、本会出  
資の△△円を、△△円以内にお申し下さ  
す。  
※貸借対照表事項  
※当事者事項

【注】25参照。  
【関連条文】四四九条二項

30 【資本金額 & 準備金額減少・標準型】

官

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本準備金を、△△円、★★準備金の  
額を、△△円減少するこ  
とを決定いたしました。  
以上総会の決議し、平成△△年△月△日  
に終了し、△△円決定いたしました。  
この決定は、△△総議のある取締役者、本会出  
資の△△円を、△△円以内にお申し下さ  
す。  
※貸借対照表事項  
※当事者事項

【関連条文】四四九条二項

29 【準備金額減少・簡略型】

官

準備金の額の減少公告  
当社は、★★準備金の額を、△△円減少するこ  
とを決定いたしました。  
この決定は、△△総議のある取締役者、本会出  
資の△△円を、△△円以内にお申し下さ  
す。  
※貸借対照表事項  
※当事者事項

【注】29参照。  
【関連条文】四四九条二項

31 【準備金額減少・同時増資型】

官

準備金の額の減少公告  
当社は、資本準備金の額を、△△円減少するこ  
とを決定いたしました。  
ただし、同時に株式の発行により増資したし  
たこと、効力を発生日後の資本準備金の増加は同日並  
に同等とすることにより、  
このため、株主総会の決議を執行に決定し、お  
知らせ。  
この決定は、△△総議のある取締役者、本会出  
資の△△円を、△△円以内にお申し下さ  
す。  
※貸借対照表事項  
※当事者事項

【関連条文】四四九条二項











# 広告の記載例

各種の法定公告のほか、お知らせ広告も受け付けておりますので、掲載方法等について不明な点がありましたら、最寄りの公・広告取次店にご相談ください。

(2) 株主名簿管理人変更のお知らせ

**株主名簿管理人変更のお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日付から、株主名簿管理人を、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所に変更することになりました。つきましては、お加えのお願いいたします。

株主名簿管理人  
 株式会社 日本証券振替所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 株主名簿管理場所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 以上各席  
 代表取締役  
 株式会社 日本証券振替所

(4) 増資完了のご挨拶

**増資完了のご挨拶**  
 株式会社 日本証券振替所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 代表取締役  
 株式会社 日本証券振替所  
 平成25年11月11日  
 このたびは、当社の増資に多大の御支援をいただき、誠にありがとうございます。増資完了の運びとなりました。つきましては、ご挨拶申し上げます。

(6) 商号変更に伴う株券提出のお知らせ

**商号変更に伴う株券提出のお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所へ商号変更いたしました。つきましては、株券提出のお願い申し上げます。

(1) 株主名簿管理人設置のお知らせ

**株主名簿管理人設置のお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日付から、株主名簿管理人を、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所に変更することになりました。つきましては、お加えのお願いいたします。

株主名簿管理人  
 株式会社 日本証券振替所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 株主名簿管理場所  
 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
 以上各席  
 代表取締役  
 株式会社 日本証券振替所

(3) 商号変更のお知らせ

**商号変更のお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日付から、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所へ商号変更いたしました。つきましては、ご挨拶申し上げます。

(5) 本店移転についてのお知らせ

**本店移転についてのお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日付から、本店を、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所へ移転いたしました。つきましては、ご挨拶申し上げます。

(7) 会社設立のお知らせ

**会社設立のお知らせ**  
 当社は、平成25年11月11日付から、株式会社 日本証券振替所から、株式会社 日本証券振替所へ会社設立いたしました。つきましては、ご挨拶申し上げます。



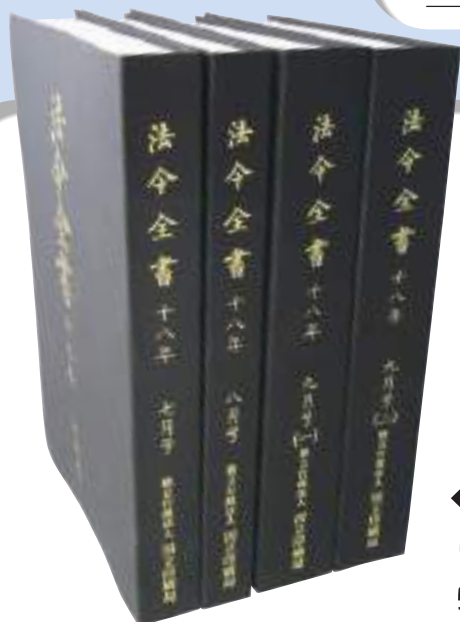
# 官報



- ◆官報には、本紙・号外・政府調達公告版・目録があります。
- ◆本紙は毎日発行されており、号外は随時発行しております。また、目録を毎月1回発行しております。(行政機関の休日は休刊です。)
- ◆政府調達公告版は、政府機関等が調達する一定金額以上の物品または役務の入札公告等が掲載されておりますので、新たなビジネスチャンスにお役立ていただけます。(随時発行)

●官報 定期購読(1か月)……1,596円(本体1,520円)  
部売り(1部32頁まで)……136円(本体130円)  
配送料別、送料実費

●国会本会議録(衆議院・参議院)  
部売り(1部32頁まで)……105円(本体100円)  
配送料別、送料実費



# 法令 全書

◆法律、政令、条約の公布と同時に官報に掲載された「法令のあらまし」を全文収録しております。

◆総目録には法律、政令、条約、省令等の五十音別索引を収録しております。また、官報の掲載日及び掲載頁を書き入れておりますので、官報の1年分の主要目録としても重宝です。

- 毎月25日発売予定
- 毎年3月には、前年に発行された1年分の法令全書の索引を項目別に整理した「総目録」を発行しております。
- B5判：平均約800頁
- 定価：7,350円(本体7,000円+税5%)

官報をインターネットで！  
国の様々な情報をいち早く！

# 官報情報 検索サービス

<https://search.npb.go.jp/>

- 必要なデータを瞬時に検索！
- 昭和22年5月3日から当日発行分まで検索可能！
- データ量は約600万ページ（2005年4月現在）！
- 利用料金は月額制（定額）で何度でもアクセス可能！

## ■ 利用料金（税込）

（月額）

	官報定期購読者割引料金	官報定期購読者以外の料金
日付検索のみ	無 料（A）	1,596 円（C）
日付検索＋記事検索	504 円（B）	2,100 円（D）
当月15日までのお申込なら、翌月1日からご利用可能となります。		

国立印刷局

☎ (03) 3587-4321  
<http://www.npb.go.jp>

官報公・広告のお申込み、お問合せは、下記の最寄りの取次所へ

官報公・広告取次所(商号等)	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
北海道官報販売所 (北海道官書普及(株))	060-0042	札幌市中央区大通西11-4-23	011-231-0975	011-271-0904
青森県官報販売所 ((株)成田本店)	030-8588	青森市新町1-13-4	017-723-2431	017-723-2438
岩手県官報販売所 ((有)岩手県官報販売所)	020-0874	盛岡市南大通1-16-2	019-622-2984	019-622-2990
宮城県官報販売所 ((株)宮城県官報販売所)	980-0811	仙台市青葉区一番町2-3-20	022-222-6486	022-225-2345
秋田県官報販売所 ((有)石川書店)	010-0921	秋田市大町2-2-2	018-862-2129	018-862-2178
山形県官報販売所 ((株)八文字屋)	990-0043	山形市本町2-4-11	023-642-8887	023-624-2719
福島県官報販売所 ((株)西沢書店)	960-8041	福島市大町7-20	024-522-0161	024-522-4139
茨城県官報販売所 ((有)茨城県官報販売所)	310-0015	水戸市宮町2-2-31	029-231-0103	029-231-2637
栃木県官報販売所 ((株)亀田書店)	320-0801	宇都宮市池上町2-1	028-651-0050	028-651-0051
群馬県官報販売所 ((株)煥乎堂)	371-0023	前橋市本町1-2-13	027-235-8111	027-235-9119
埼玉県官報販売所 ((有)岩淵書店)	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-7-9-2F	048-822-7633	048-824-7888
千葉県官報販売所 ((有)千葉県官報販売所)	260-0855	千葉市中央区市場町6-14	043-222-7635	043-222-6045
神奈川県官報販売所 ((株)横浜日経社)	231-0012	横浜市中区相生町4-74	045-681-2661	045-664-6736
東京都官報販売所 (東京官書普及(株))	101-0054	千代田区神田錦町1-2	03-3292-1605	03-3294-4673
新潟県官報販売所 ((株)北越書館)	950-8692	新潟市東区御新町1-2059-8	025-271-2188	025-271-1990
富山県官報販売所 (中田図書販売(株))	939-8093	富山市大泉東町1-3-7	076-421-1340	076-491-4041
石川県官報販売所 ((株)うつのみや)	920-8722	金沢市広坂1-1-30	076-234-8111	076-234-8131
福井県官報販売所 ((株)勝木書店)	910-0006	福井市中央1-4-18	0776-24-0428	0776-24-0575
山梨県官報販売所 ((株)柳正堂書店)	400-0032	甲府市中央4-2-18	055-235-2201	055-235-2245
長野県官報販売所 ((株)長野西沢書店)	380-0841	長野市大門町66-1	026-233-3187	026-233-3186
岐阜県官報販売所 ((有)郁文堂書店)	500-8073	岐阜市泉町5	058-262-9897	058-262-9895
静岡県官報販売所 ((株)静岡県官報販売所)	420-8691	静岡市葵区追手町10-121	054-253-2661	054-255-6311
愛知第一官報販売所 ((有)愛知県第一官報販売所)	460-0008	名古屋市中区栄3-27-30	052-264-9155	052-264-9166
愛知第二官報販売所 (共同新聞販売(株))	450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-5	052-561-3578	052-571-7450
三重県官報販売所 ((有)三重県官報販売所)	514-0032	津市中央12-12	059-228-4812	059-228-4812
滋賀県官報販売所 ((有)澤五車堂)	520-0043	大津市中央1-5-2	077-524-2683	077-525-3789
京都府官報販売所 ((有)京都官書普及会)	604-8032	京都市中京区河原町通六角下ル山崎町245	075-221-4444	075-255-2913
大阪府官報販売所 ((株)かんぼう)	550-0002	大阪市西区江戸堀1-2-14	06-6443-2174	06-6443-2175
兵庫県官報販売所 ((株)兵庫県官報販売所)	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-4-3	078-341-0637	078-382-1275
奈良県官報販売所 ((株)啓林堂書店)	630-8115	奈良市大宮町6-1-9	0742-33-8001	0742-33-8220
和歌山県官報販売所 ((株)宮井平安堂)	640-8033	和歌山市本町1-18	073-431-1331	073-431-7938
鳥取県官報販売所 ((株)富士書店)	680-0874	鳥取市叶313-6	0857-23-1213	0857-53-4395
島根県官報販売所 ((株)今井書店)	690-0887	松江市殿町63	0852-24-2233	0852-27-8191
岡山県官報販売所 ((有)有文堂)	700-0903	岡山市幸町3-22	086-222-2646	086-225-7704
広島県官報販売所 ((株)広島県官報販売所)	730-0842	広島市中区舟入中町3-12	082-297-1300	082-297-1301
山口県官報販売所 ((株)文榮堂)	753-0047	山口市道場門前1-3-11	083-925-0116	083-920-0970
徳島県官報販売所 ((有)小山助学館)	770-0833	徳島市一番町3-2-2	088-654-2135	088-623-3744
香川県官報販売所 ((有)香川県官報販売所)	760-0017	高松市番町1-9-16	087-851-6055	087-851-6059
愛媛県官報販売所 ((有)愛媛県官報販売所)	790-0003	松山市三番町4-6-13	089-941-7879	089-941-3969
高知県官報販売所 ((有)高知県官報販売所)	780-0870	高知市本町5-2-21	088-872-5866	088-872-6813
福岡県官報販売所 (政府刊行物普及(株))	810-0001	福岡市中央区天神4-5-17	092-761-1151	092-751-0385
佐賀県官報販売所 ((有)佐賀県官報販売所)	840-0826	佐賀市白山1-2-18	0952-23-3722	0952-23-3733
長崎県官報販売所 ((有)長崎県官報販売所)	850-0862	長崎市出島町5-15	095-822-1413	095-822-1749
熊本県官報販売所 (長崎次郎(株))	860-0004	熊本市新町4-1-19	096-352-5069	096-359-5747
大分県官報販売所 ((有)大分県官報販売所)	870-0039	大分市春日町5-22	097-532-4308	097-536-3416
宮崎県官報販売所 ((株)田中書店)	880-0841	宮崎市吉村町長田甲2375-1	0985-24-0386	0985-22-9056
鹿児島県官報販売所 ((有)鹿児島県官報販売所)	890-0052	鹿児島市上之園町33-14	099-285-0015	099-285-0017
沖縄県官報販売所 ((株)リウボウ)	900-8503	那覇市久茂地1-1-1	098-867-1726	098-869-4831
全国官報販売協同組合	105-0001	港区虎ノ門2-2-4 官報案内所内	03-3505-4581	03-3505-4803
株式会社朝陽会	105-0001	港区虎ノ門1-2-16 虎ノ門浜崎ビル2階 虎ノ門営業所内	03-3508-1981	03-3508-6890
廣告社株式会社	104-8111	中央区銀座6-8-7 交詢ビル	03-3575-0077	03-3575-0097
株式会社電通	105-7001	港区東新橋1-8-1	03-6216-8546	
株式会社日本廣告社	162-0833	新宿区笹竹町22	03-5227-6018	03-3235-5812
株式会社共同広告社	162-0053	新宿区原町3-87-4 NTビル3階	03-6811-0355	03-5919-2934
大東廣告株式会社	163-1309	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド9階	03-3348-2371	03-3348-2370
株式会社共栄広告社	101-0054	千代田区神田錦町3-8-705	03-3291-5513	03-3291-5514
株式会社三和広告社	104-0045	中央区築地5-3-3 築地浜離宮ビル2階	03-3543-6411	03-3545-4697
株式会社オリコム	105-7112	港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	03-6733-2321	03-6733-2535
株式会社国連社	160-0023	新宿区西新宿1-22-15 グラフィオ西新宿	03-6731-5067	03-3348-0233
株式会社東急エージェンシー	107-8417	港区赤坂4-8-18	03-3475-3622	03-3404-1794

独立行政法人 国立印刷局

〒105-8445 東京都港区虎ノ門2-2-4

☎03(3587)4320 (情報製品事業部)

ホームページ <http://www.npb.go.jp/>

制作協力者：金子登志雄(司法書士)／岸川 勇生(公認会計士)／神崎満治郎(桐蔭横浜大学客員教授)／

(50音順) 鈴木 龍介(司法書士)／弥永 真生(筑波大学教授)／山本 憲光(弁護士)